

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	建設業法等の一部を改正する法律案	
担当部局	国土交通省土地・建設産業局建設業課	電話番号： 03-5253-8277 e-mail: morishita-y24p@milit.go.jp
評価実施時期	平成26年3月6日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>建設業を取り巻く社会経済情勢の変化等に鑑み、許可に係る建設工事の種類に解体工事を追加するとともに、暴力団員であること等を許可に係る欠格要件及び取消事由に追加するほか、公共工事の入札に参加しようとする者に対し入札金額の内訳の提出を義務付ける等の所要の措置を講ずることにより、建設工事の適正な施工を確保する。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>(1) 許可に係る建設工事の種類の見直し(建設業法別表第1関係) (2) 許可に係る欠格要件の追加、公共工事の発注者が暴力団員等と判明した場合の各省各庁の長等から建設業許可行政庁への通知の義務付け(建設業法第8条、浄化槽法第24条、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条関係、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条関係) (3) 入札金額の内訳の提出義務付け(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律新第12条関係) (4) 施工体制台帳の作成及び提出義務の拡大(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律新第15条関係)</p>
想定される代替案	<p>(1) 許可に係る建設工事の種類の見直しを行うこととせず、とび・土工工事業に係る許可で解体工事業を営むことができるが、解体工事業を行う際には許可行政庁に届出をすることとする。 (2) 許可に係る欠格要件及び取消事由に暴力団員であることを追加するのみとし、発注者が暴力団員と判明した場合の公共工事の発注者から建設業許可行政庁への通知の義務づけはしないこととする。 (3) 全ての入札結果について、受注額が適正な見積りの上で算出されたものであるかについて、発注者が調査することとする。 (4) 発注者が自ら工事現場に向いて確認することにより、施工体制を把握することとする。</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>(1) 許可申請業者における解体工事業に係る許可申請手数料 (2) 許可申請業者における役員等が暴力団員等に該当するか否か調査するための費用 ・公共工事の発注者における通知の発出に係る費用(発注者が特殊法人等の場合) (3) 受注者における内訳の提出に係る費用 (4) 受注者における施工体制台帳の作成に係る費用</p>	<p>(1) 建設業者における届出に係る費用 (2) 許可申請業者における役員等が暴力団員等に該当するか否か調査するための費用 (3) 受注者における公共工事の発注者の調査に応ずる費用 (4) 受注者における公共工事の発注者の調査に応ずる費用</p>
(行政費用)	<p>(1) 許可行政庁における解体工事業に係る許可及びその審査に係る費用及び立入検査等の監督に係る費用 (2) 許可行政庁における新たな欠格要件等の確認に係る費用 (3) 公共工事の発注者における提出された内訳の確認・処理に係る費用 (4) 公共工事の発注者における提出された施工体制台帳の確認・処理に係る費用</p>	<p>(1) 行政庁における届出の確認・処理に係る費用 (2) 許可行政庁における新たな欠格要件等の確認に係る費用 (3) 公共工事の発注者における調査に係る費用 (4) 公共工事の発注者における調査に係る費用</p>
(その他の社会的費用)	<p>(1)～(4)特になし。</p>	<p>(1)～(4)特になし。</p>

規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>(1)解体工事に関し、施工技術の専門化や施工実態の変化等の事情が生じているところ、新たに業種に解体工事業を加えることにより、技術者の適正な配置による解体工事の適正な施工を確保することができる。</p> <p>(2)許可等の欠格要件及び取消事由として暴力団員であることを位置づけ、更に現場の施工体制を把握している公共工事の発注者の協力を義務付けることにより、建設業からの暴力団排除を徹底することができ、建設工事の適正な施工を確保することができる。</p> <p>(3)見積能力のない業者が排除されることや、提出した内訳書に不備がある業者の入札を無効にすること等により、不良不適格業者が公共工事を受注してしまうことを防ぐことができるとともに、ダンピング受注の防止や談合の排除等が図られ、公共工事の適正な施工を確保することができる。</p> <p>(4)増加傾向にある維持・修繕工事も含め、工事1件当たりの請負代金額が小さい公共工事においても施工体制台帳の作成及び提出を義務付けることにより、国民の命と暮らしに直接関わる社会インフラの維持・修繕を含む公共工事の適正な施工を図ることができる。</p>	<p>(1)解体工事業に係る届け出 建設業法における技術者制度は建設工事の業種ごとに配置されることとされているため、従来通りとび・土工事業に係る許可で解体工事業も行うことができるとした場合、届け出により行政庁がその施工を把握できたとしても、解体工事業に特化した技術者が配置されないため、解体工事の適正な施工を担保することができない。</p> <p>(2)許可に係る欠格要件の追加 許可等の欠格要件及び取消事由として暴力団員であることを位置付けることにより、建設業からの暴力団を一部排除することができるが、公共工事の発注者の協力を義務付けることはしないため、建設工事の適正な施工を確保することができる効果も当該規制案と比べて限定的である。また、各省各庁による通報は義務ではないため、公共工事の受注者が暴力団員等であることを許可行政庁において把握するためには独自の調査をする必要があり、業務にも過大な負担を強いることになる。</p> <p>(3)発注者による入札金額に関する調査 発注者が全ての入札結果について調査することができれば、ダンピング受注や不良不適格業者による受注を一定程度排除することができると考えられる。ただし、発注者においては全ての入札結果について調査することが、受注者においては当該調査に応ずることがそれぞれ大きな負担となる。</p> <p>(4)発注者による施工体制の調査・把握 発注者が直接工事現場に向いて全ての工事について施工体制を確認することができれば一定程度施工体制を把握することができると考えられる。ただし発注者においては全ての工事現場に向いて施工体制を点検することが、受注者においては当該調査に応ずることがそれぞれ大きな負担となり、また、本案により下請を含めた施工体制を網羅的に把握することは困難である。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>(1)当該規制においては一定の遵守費用及び行政費用等が発生するものの、更なる市場規模の拡大が見込まれる解体工事の適正な施工が確保される。また、建設工事の業種が施工能力を確保する観点から施工実態や施工技術の相違に基づき、また市場規模や取引慣行も踏まえて分類されていることに鑑みて、施工技術の専門化や施工実態の変化といった事情が生じ、さらに一定の市場規模が存在している解体工事業に係る許可を新設することは適当であると考えられる。 一方、代替案については、届出を作成又は処理するための遵守費用及び行政費用が生じる上、解体工事に係る技術者が配置されないことから、解体工事の適正な施工の確保という目的に照らして十分な効果を上げることができないと考えられるため、これを採用することは適当ではない。</p> <p>(2)暴力団排除については、「企業活動からの暴力団排除の取組について」(平成22年12月暴力団取締り等総合対策WT)に基づき、政府、独立行政法人等、地方公共団体においても取組を進めているところであり、建設業においても、暴力団排除のための早期かつ確実な対策実施が求められているところである。当該規制においては欠格要件が追加されるとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合の各省各庁の長等から建設業許可行政庁への通知の義務付けることから、それに対応するための遵守費用及び行政費用が小規模ながら発生することが見込まれるが、建設業からの暴力団排除を徹底することができ、健全な企業経営による適正な施工の確保を図ることができる。 一方、代替案については、当該規制案に比べて遵守費用に係る費用が軽減されるものの、当該便益に比べて建設工事の適正な施工を十分に確保する効果が限定的であると考えられるため、これを採用することは適当ではない。</p> <p>(3)当該規制により、ダンピング受注を行おうとする者や見積能力のない不良不適格業者、談合に加担している不良不適格業者を入札手続から排除することができ、公共工事の適正な施工を確保することができる。また、当該規制においては、一定の遵守費用及び行政費用が発生することが想定されるが、通常の業者は入札の際に当然に内訳を算出しているものと考えられ、また、入札金額の内訳の提出を求めている自治体が既に多数存在することに鑑みると過度な負担とはいえない。したがって、当該規制の便益は規制の費用を上回ると言える。 一方、代替案については、発注者による調査には発注者・受注者双方に相当の費用と手間がかかることが想定される上、実効性も担保されないことから、これを採用することは適切ではない。</p> <p>(4)当該規制により、維持・修繕工事等、工事1件当たりの請負代金額が小さい公共工事においても、公共工事の受注者である元請及び発注者が下請を含めた施工体制について総括的かつ確実に把握することにより、工事の適正な施工を確保することができる。 なお、当該規制においては、少額ながら一定の遵守費用及び行政費用が発生することが想定されるが、少額の工事の場合は施工体制台帳の作成にかかる手間も小さいものと考えられ、また当該規制により今後の増加が予想される維持・修繕等を含めた小規模の公共工事においても適正な施工が確保されることに鑑みると、過度な負担とはいえない。従って、当該規制の便益は規制の費用を上回ると言える。 一方、代替案については、発注者による調査には発注者・受注者双方に相当の費用と手間がかかることが想定される上、実効性も担保されないことから、これを採用することは適切ではない。</p>	

有識者の見解その他関連事項	<p>中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会における「当面講ずべき施策のとりまとめ」において、以下の見解が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積能力のない業者が積算もせず最低制限価格で入札するなどの事態を排除するため、入札の際に入札金額の内訳を提出させることが必要である。 ・不良不適格業者の排除を徹底すべく、暴力団員であること等を建設業の許可に係る欠格要件及び取消事由に追加するとともに、公共工事の発注者は、受注者が暴力団員であること等が判明した場合、許可行政庁へ通知をすることとし、許可行政庁と発注者が協力して暴力団排除の徹底を図ることが必要である。 ・近年増加している維持修繕等の小規模工事も含めて施工体制の把握を徹底することで手抜き工事や一括下請負などを防止するため、公共工事の受注者は、下請契約を締結する場合にはその金額にかかわらず施工体制台帳を作成し(現在は原則下請金額3000万円以上の場合。)、発注者に提出することが求められる。 ・施工管理の不備等による事故が発生している等の状況に鑑み、可能な限り早期に「解体工事」について、業種区分を新設し、現行の「とび・土工・コンクリート工事」から、「工作物の解体」を分離独立させることが妥当と考えられる。
レビューを行う時期又は条件	<p>・本法案においては見直し条項を設けており、施行後5年間を経過した場合において、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしている。</p>
備考	